

令和2年度香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第10号）第2条の規定に基づき、令和2年度の香川県広域水道企業団の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和3年9月30日

香川県広域水道企業団企業長 浜田 恵造

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

香川県広域水道企業団の職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により、令和2年度から実施しています。

上記の企業団採用職員を除き、企業団の職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、派遣職員の採用や退職などの任免については、派遣元団体で行っています。

2 採用試験及び選考の実施状況（令和2年度）

試験の種類	級別	試験区分	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	採用者数 (人)
競争試験	大学卒業程度	事務	19	15	1	1
		電気	1	1	0	0
	短大卒業程度	電気	0	0	0	0
		土木	2	2	0	0
	高校卒業程度	土木	4	4	2	2
選考	職務経験者型	電気	2	2	1	1

3 職員数

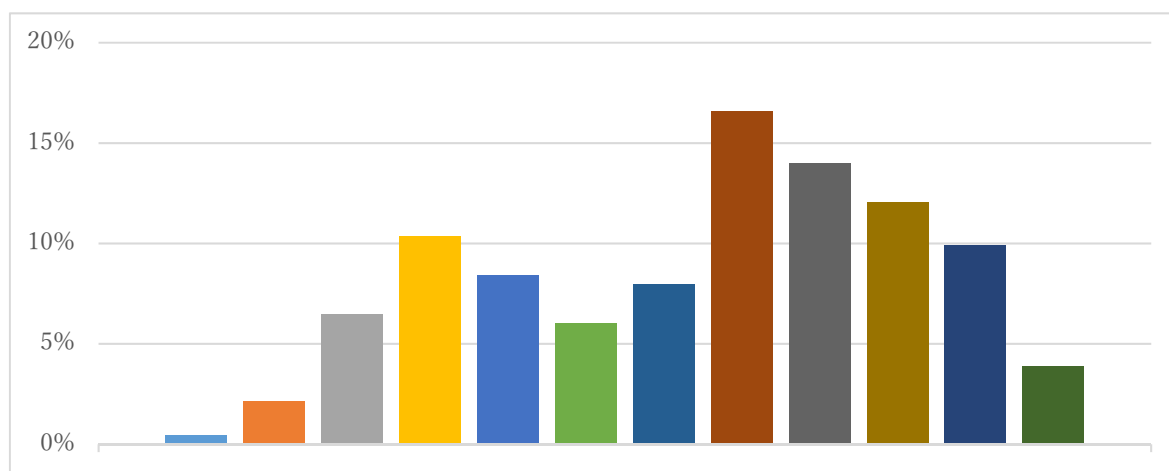
(1) 職員数

令和2年4月1日現在の会計年度任用職員を除いた一般職に属する職員の数、456人です。

(2) 構成団体ごとの職員数（令和2年4月1日現在 単位：人）

構成団体	派遣職員																企業団採用	計	
	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町			香川県
職員数	180	31	27	11	17	12	12	14	8	11	7	5	8	6	9	6	88	4	456

(3) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60
 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳
 未 か か か か か か か か か か 以
 満 ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら 上
 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59
 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2	10	30	48	39	28	37	77	65	56	46	18	456

II 職員の人事評価に関すること

企業団職員のほとんどは、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、派遣職員の人事評価については、それぞれの派遣元団体の規程に基づき、派遣元団体が実施しております。

III 職員の給与に関すること

1 一般職

企業団職員のほとんどは、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、派遣職員の給与については、それぞれの派遣元団体の規程に基づいて支給されています。

(1) 水道事業会計決算（令和2年度決算見込み）

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和 2年度	20,205,948 千円	2,218,136 千円	2,271,982 千円	11.2 %

- (注) 1 職員給与費には退職給付費を含まない。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費487,041千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	駄・働荷	計 B	
令和 2年度	445 人	1,718,257 千円	391,164 千円	742,049 千円	2,851,470 千円	6,408 千円

- (注) 1 職員手当には退職給付費を含まない。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数（企業団採用職員4人含む。）である。

(2) 工業用水道事業会計決算（令和2年度決算見込み）

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和 2年度	624,493 千円	138,147 千円	51,658 千円	8.3 %

- (注) 1 職員給与費には退職給付費を含まない。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費10,239千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	駄・働荷	計 B	
令和 2年度	8 人	39,805 千円	8,518 千円	13,574 千円	61,897 千円	7,737 千円

- (注) 1 職員手当には退職給付費を含まない。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

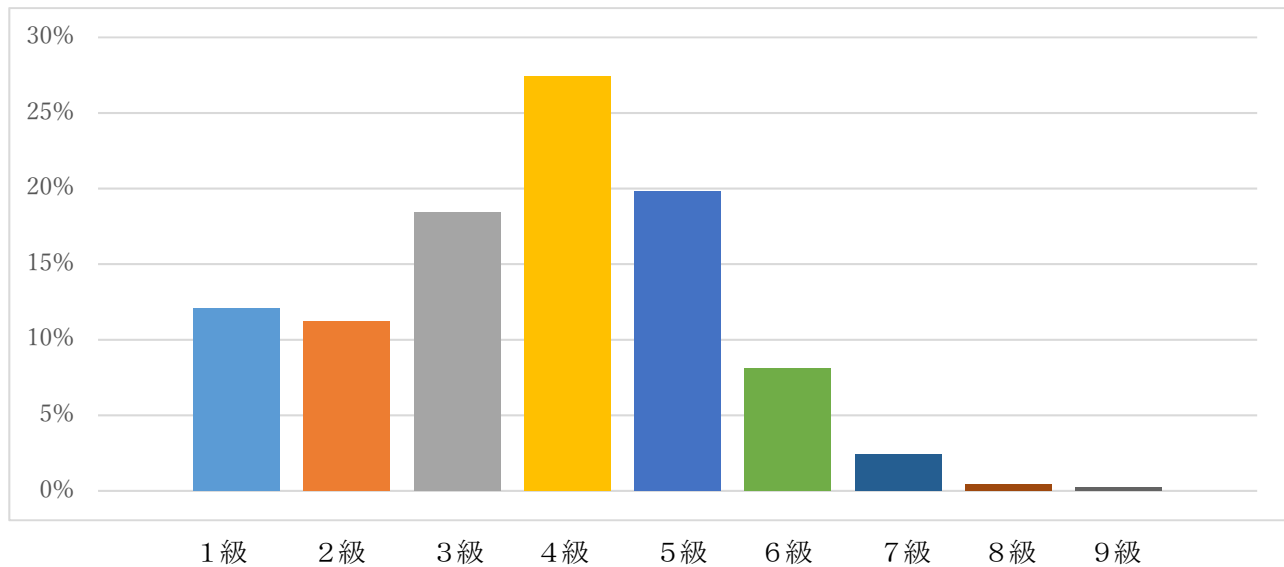
(3) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

(平均年齢は令和2年4月1日時点、金額は決算見込み額ベース)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.8歳	346,586 円	532,112 円

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和2年4月1日現在)



区 分	職員数	構成比
1 級	55 人	12.1 %
2 級	51 人	11.2 %
3 級	84 人	18.4 %
4 級	125 人	27.4 %
5 級	90 人	19.8 %
6 級	37 人	8.1 %
7 級	11 人	2.4 %
8 級	2 人	0.4 %
9 級	1 人	0.2 %
計	456 人	100 %

(注) 各構成団体の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(5) 職員の手当の状況

手当名	支給実績 (令和2年度決算見込み)
管理職手当	46,194 千円
扶養手当	60,450 千円
地域手当	65,530 千円
住居手当	27,668 千円
通勤手当	37,924 千円
特殊勤務手当	3,610 千円
単身赴任手当	744 千円
時間外勤務手当	121,415 千円
休日勤務手当	3,597 千円

夜間手当	6,743 千円
宿日直手当	4,545 千円
管理職特別勤務手当	456 千円
期末手当及び勤勉手当	755,623 千円

2 特別職（令和2年4月1日現在）

区 分		給料額等
給 料	企業長	年額 50,000 円
	副企業長	年額 30,000 円
	※副企業長	月額 650,000 円
報 酬	議 長	年額 30,000 円
	副議長	年額 20,000 円
	議 員	年額 20,000 円
	監査委員	月額 100,000 円
期末手当	※副企業長	(令和2年度支給割合) 3.40 月分

(注) ※の副企業長は、企業長が指定する副企業長であり、構成団体の首長等と兼務していない。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

1 勤務時間（令和2年4月1日時点）

(1) 通常勤務

開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時15分
休 憩 時 間	60分（正午～午後1時）
週 休 日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(2) 交代制勤務

勤務場所	区分	勤務時間の割振り	休憩時間	摘要
御殿浄水場 浅野浄水場	日勤1	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く。)	正午から午後1時まで	
	日勤2		午後1時から午後2時まで	
	日勤3		正午から午後1時まで	普通日勤
	夜勤1	午後5時から翌日の午前9時まで (休憩時間を除く。)	翌日の午前0時から午前1時まで	
	夜勤2		翌日の午前1時から午前2時まで	
綾川浄水場	日勤1	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く。)	午前11時30分から午後0時30分まで	
	日勤2		午後0時30分から午後1時30分まで	
	日勤3		正午から午後1時まで	普通日勤
	夜勤1	午後4時から翌日の午前9時30分まで (休憩時間を除く。)	午後7時から午後7時15分まで、翌日の午前0時から午前1時まで及び翌日の午前6時30分から午前7時15分まで	
	夜勤2		午後7時15分から午後7時30分まで 翌日の午前1時から午前2時まで及	

			び翌日の午前7時15分から午前8時 まで
--	--	--	-------------------------

2 その他の勤務条件

企業団職員のほとんどは、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、派遣職員の休暇等については、それぞれの派遣元団体の規程に基づき運用しています。

V 職員の休業に関すること

企業団職員のほとんどは、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、派遣職員の休業については、それぞれの派遣元団体の規程に基づき、派遣元団体が実施しています。

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

企業団職員のほとんどは、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されている職員の分限及び懲戒処分については、それぞれの派遣元団体の規程に基づき、派遣元団体が実施しています。

なお、企業団採用職員に対する分限・懲戒処分の実績はありません。

VII 職員の服務に関すること

香川県広域水道企業団の職員には、香川県広域水道企業団の服務に関する規程が適用され、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています。ただし、職務の公正を害する恐れがないなど一定の基準を満たす場合に、例外的に企業長の許可を得て、限定的に営利企業等に従事することができ、令和2年度の許可事案は11件です。

VIII 職員の退職管理に関すること

企業団職員のほとんどは、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、派遣職員の退職管理については、それぞれの派遣元の規程に基づき、派遣元が実施しています。

IX 職員の研修に関すること

企業団職員のほとんどは、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、派遣職員の研修については、それぞれの派遣元団体の規程に基づき、派遣元団体が実施しています。

なお、企業団採用職員を対象に、次のとおり研修を実施しました。

職員の研修（令和2年度）

研修区分		対象者	期間	修了者数
階層別研修	初任者研修	令和2年度新規採用職員	3日間	4人

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

企業団職員のほとんどは、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、派遣職員の福祉については、それぞれの派遣元の規程に基づき、派遣元が実施しています。

また、企業団では、企業団職員に対して次のとおり実施しました。

福利厚生状況（令和2年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	<p>○職員健康診断 雇入時健診、一般・循環器定期健診、特殊業務従事者健診（有機溶剤取扱業務、特定化学物質取扱業務、塩酸等取扱業務、深夜業務、情報機器作業従事者）、特別健診（胃がん検診、肺がん健診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診）</p> <p>○ストレスチェック 職場における心理的な負担の程度を図るためストレスチェック制度</p>